

周南市空き家情報バンク制度

物件登録を検討されている方へ

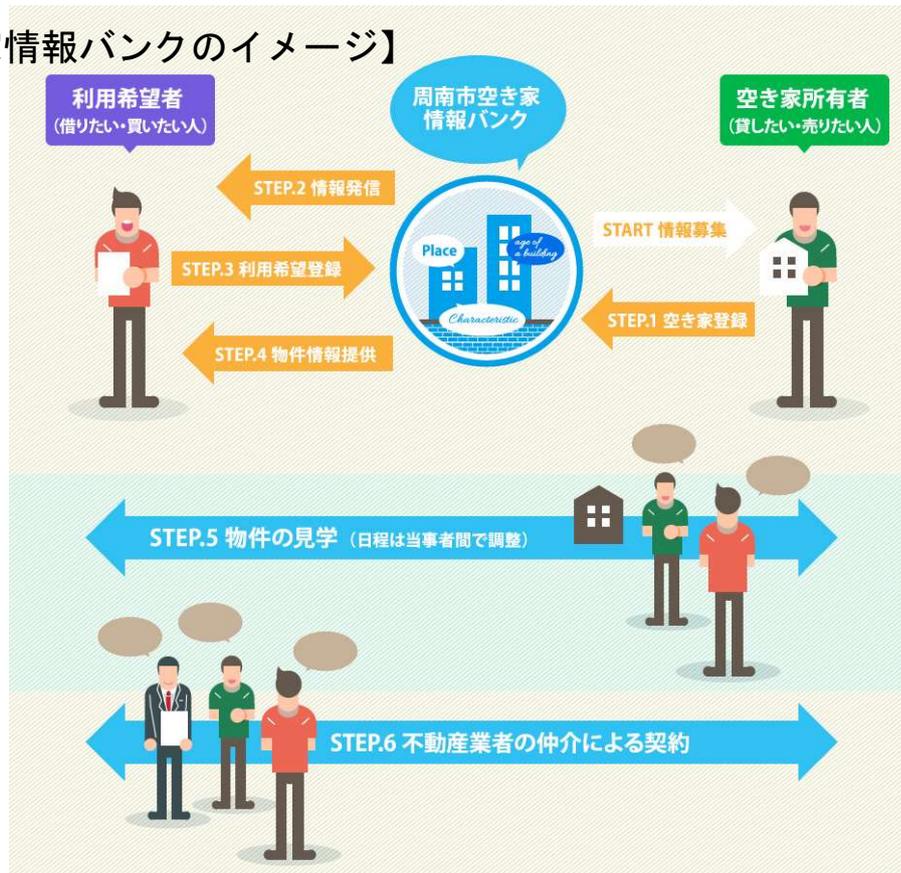
ご利用の手引き

周南市 住宅課

1. 空き家情報バンク制度とは

空き家情報バンクとは、空き家（空き家となる予定のものを含む。）を貸したい・売りたい人と空き家を借りたい・買いたい人との出会いの場となる制度です。空き家の有効活用を目指すだけでなく、地域の新たな仲間を迎え入れることで、地域活力の維持を目指します。

【空き家情報バンクのイメージ】



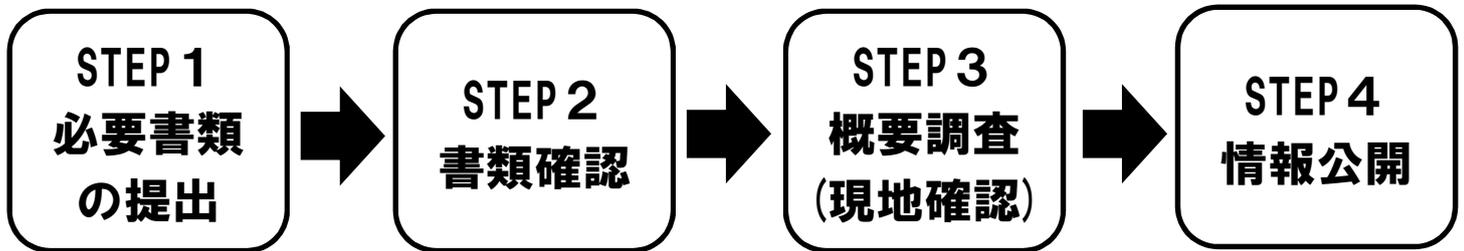
《注意事項》

情報提供の場であることを目的としているため、以下の点にご注意ください。

- ①空き家を借りたい・買いたい人から問合せがあった場合には、所有者さんの連絡先をお伝えして、直接交渉をしていただくことになります。
- ②周南市は物件の仲介や斡旋、交渉などを行っていません。（中山間地域の一部では、地域住民が所有者に代わって、ボランティアで空き家見学を代行する支援制度を行っています。詳しくは6ページをご覧ください。）
- ③双方の不安解消や後々のトラブル解消のために、契約時には不動産業者等の仲介のもと契約を結んでください。（市では、（一社）山口県宅建協会周南支部へ協力をお願いしています。協力会員の一覧は5ページをご覧ください。）

2. 空き家情報バンク登録・公開の流れ

【流れ】



必要書類 の提出

空き家情報バンクに物件を登録するための申請書及び必要書類を提出して下さい。

※申請書は原本を郵送又は持参していただきます。

【提出書類】

1. 空き家情報登録申込書
2. 物件の所有者が確認できる資料
(固定資産税納税通知書や名寄せ帳の写し、
土地建物の登記事項証明書等)
3. 間取りがわかる平面図(お持ちの場合のみ)

こんな場合はどうするの？

【ケース1】土地建物の登記名義は父であるが既に死亡。申込者は子である私

⇒契約を行う段階になって、他の相続人から反対されることがないように相続人全員から売却（賃貸）することに対しての同意書を添付してください。

【ケース2】所有者が複数人いる（共有名義）

⇒共有者全員の同意書を添付してください。

【ケース3】納税通知書などを無くしてしまい、所有者が確認できる書類を持っていない。

⇒差しつかえなければ、市課税課へ当方より照会をさせていただきます。その場合、同意書を提出してください。

申請書の記入について

どのように記入したらよいか分からない所については空欄にしてください。
提出後に電話等で確認をさせていただきます。

※この他、ケースに応じて分からないことはお問い合わせください。

書類確認

ご提出いただいた申請書及び必要書類の記載内容や添付資料の内容を確認します。

不明な点があれば、当課よりご連絡をいたします。

概要調査

概要調査は次の2点を確認するために物件所有者の立会いのもと、市職員が行います。

①建物が利用可能かどうかを、市職員が目視により調査します。

【注意していただきたい事】

建物の状態次第で登録をお断りする場合があります

②ホームページでの情報発信に必要な写真の撮影や間取りの確認を行います。

こんな場合はどうするの？

【ケース1】遠隔地に住んでいるので、立会いは難しい。

⇒これまでのケースでは次のような方法で立会いが実現しました。

- お盆や正月など帰省されるタイミングで行った
- ご親戚の方などに鍵を預け、代行していただいた

※様々なご事情があると思いますので、まずはご相談ください。

情報公開

概要調査の後、市や全国版空き家情報バンクのホームページに掲載する情報を提案し、内容確認していただいた後に掲載します。

【ホームページ上で公開する情報】

- 物件の構造や面積、賃貸や売買の希望、相手方への要望事項など

【掲載されない情報】

- 所在地番【例：大字〇〇】
- 所有者名や連絡先
- 地図（場所が特定されない形）

利用 問合せ

ホームページを見た利用希望者から、物件の見学をしたい等のお問合せがあった場合については、空き家情報バンクの趣旨に同意した上で、「利用者登録」をしていただいた方に所有者の情報（連絡先等）をお伝えしています。

空き家情報バンクの趣旨（抜粋）

空き家を自己の居住用として利用し、地域で行う活動に参加するなど地域の活性化に寄与すること。

物件見学

利用希望者と所有者で立会いの日程調整などを直接やり取りしていただきます。

【注意点】

市は物件の仲介や斡旋、交渉などを行っていません。

中山間地域の一部では、地域住民が所有者に代わって、ボランティアで空き家見学を代行する活動を行っています。詳しくは6ページをご覧ください。

賃貸借（売買）契約も当事者間で行っていただきます。

契約

双方の不安解消や後々のトラブル解消のために、契約時には不動産業者等の仲介のもと契約を結んでください。市では、（一社）山口県宅建協会周南支部に協力をお願いしています。

◇（一社）山口県宅建協会周南支部 空き家情報バンク協力会員

協力会員名称（所在地区）	電話番号	協力会員名称（所在地区）	電話番号
木本商事(株)（徳山）	0834-31-8786	熊毛不動産(株)（熊毛）	0833-92-2233
(有)佐野不動産（徳山）	0834-21-0750	三和土地建物(株) 梅園店（徳山）	0834-31-3030
(株)スマイエ（下松）	0833-41-6161	(株)司地所（徳山）	0834-21-8888
(有)不動産管理（新南陽）	0834-63-0460	(株)白井建築コンサルタント（徳山）	0834-28-8120
徳山不動産（徳山）	0834-34-5660	東洋不動産(株)（下松）	0833-43-1133
(株)マイスペース（徳山）	0834-22-4000	(有)ムラセ商事（徳山）	0834-31-1234

※上記名簿は、（一社）山口県宅建協会周南支部に加盟する不動産業者で、
 空き家情報バンク制度に登録されている物件について、空き家所有者と利用
 希望者の適正な売買（賃貸）契約等の締結に関し、仲介業者として協力して
 いただける事業者の一覧です。

※なお、上記以外の不動産業者による仲介などを妨げるものではありません。

3. 空き家活用を支援する制度

① 里の案内人制度

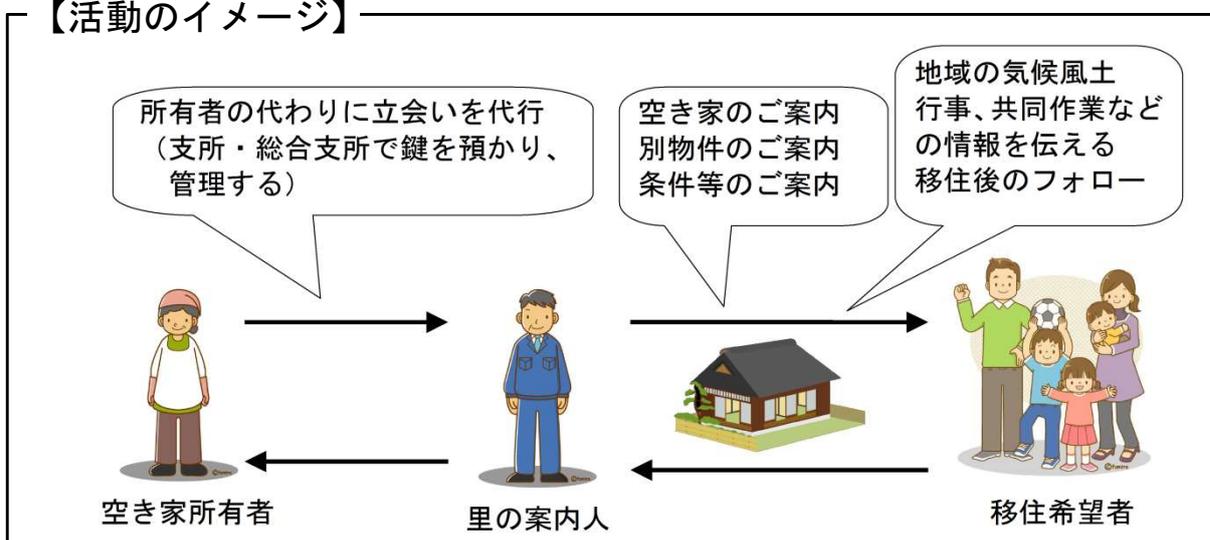
(設置地区：須金・大道理・長穂・須々万・中須・大津島・和田・八代・三丘・鹿野)

里の案内人とは、移住希望者と地域との橋渡し活動を行う住民ボランティア（周南市が認定）です。

◇空き家所有者に向けて次のような活動を行っています

- ・ 遠方に住む所有者に代わって、見学の日程調整や物件の案内をさせていただきます。
- ・ 利用の有無は所有者で決めていただきます。

【活動のイメージ】



② 家財道具等処分補助金（里の案内人設置地区のみ）

空き家情報バンクに登録されている空き家内に残る家財道具等の処分に係る経費を補助します。

補助対象者	家財道具等の所有者
補助率	10分の10
補助限度額	10万円 ※千円未満の端数は切り捨てる
対象経費	家財道具等の処分に要する経費※家電リサイクル料金は除く

※詳しくは、[地域づくり推進課（0834-22-8336）](tel:0834-22-8336)へお問い合わせいただくか、市の地域づくり及び移住に関する情報を発信するサイト「しゅうなん地域づくり応援サイト」の「空き家情報バンク」のページをご覧ください。

空き家情報バンクの登録に関することなどご不明な点は下記まで
お問合せください。(メールでも電話でも大丈夫です。)

〒745-8655

周南市岐山通1番1号(本庁舎2階⑥窓口)

周南市役所 住宅課 住宅企画・空家対策担当

TEL: 0834-22-8334

FAX: 0834-22-8325

メール: jutaku@city.shunan.lg.jp